

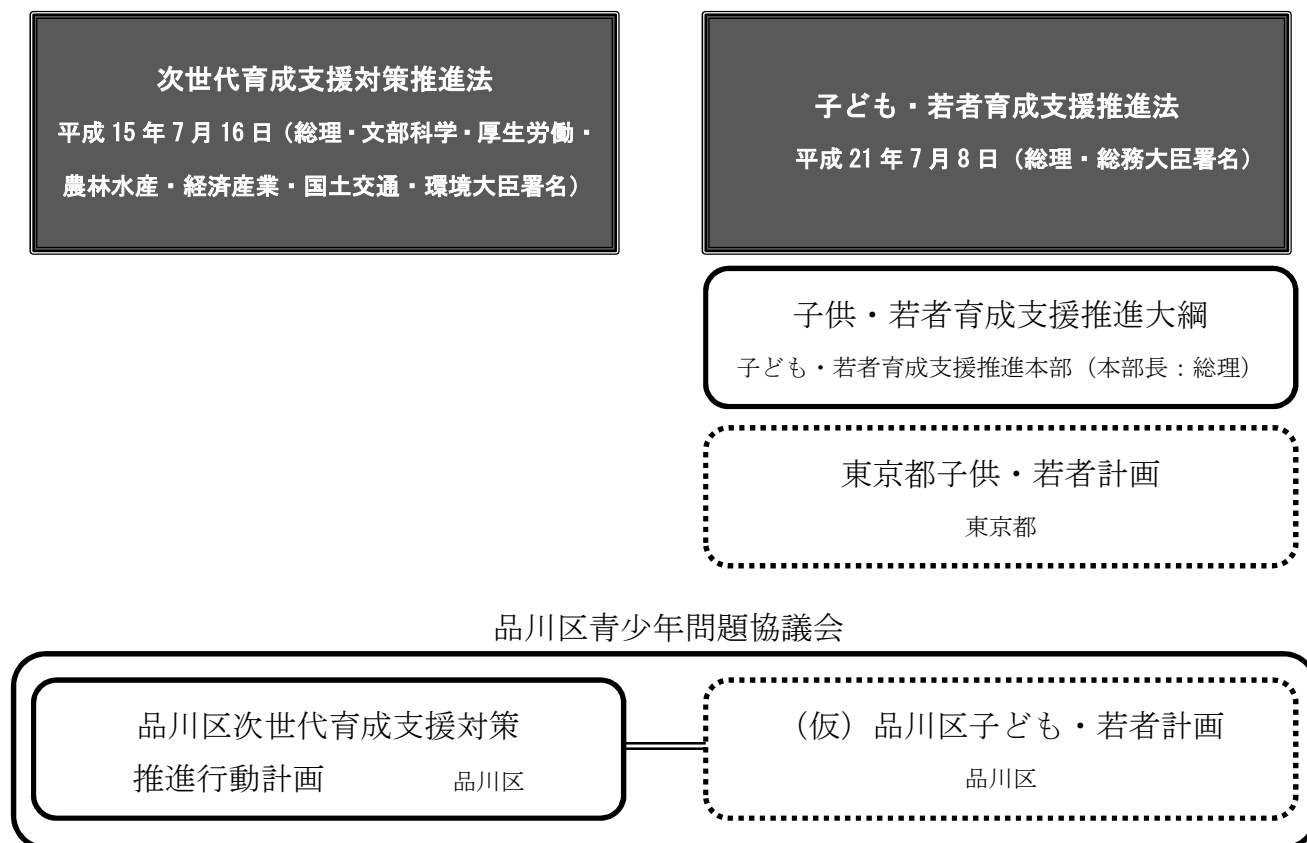
(仮称) 品川区子ども・若者計画について

報告事項:品川区子ども・子育て会議の議事としていた「品川区次世代育成支援対策推進行動計画」について、品川区青少年問題協議会に移行する。

1. 背景

- (1) 子ども・若者の健やかな育成等、総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進することを目的とした子ども・若者育成支援推進法が平成 22 年 4 月 1 日より施行された。
- (2) 同法第 9 条第 2 項により、市町村は、「市町村子ども・若者計画」を作成する努力義務を規定した。
- (3) 品川区では、東京都子供・若者計画の策定を受け、「(仮称) 品川区子ども・若者計画」の策定等を検討する。

2. 計画の考え方



※ 「東京都子供・若者計画」の策定は、都知事が東京都青少年問題協議会に諮問し、同協議会の専門部会で検討された。

3. 今後の予定

平成 29 年 1 月中旬 第 3 回品川区子ども・子育て会議 報告
 平成 29 年 2 月上旬 第 2 回品川区青少年問題協議会 協議